

教育方法史覚書(Ⅱ)

碓 井 岑 夫

A Note on the History of Teaching Method (II)

Mineo Usui

I. 研究課題について

拙論「教育方法史覚書——戦後初期の基本文書を中心に——」(『鹿児島大学教育学部研究紀要(人文・社会編)』第28巻, 1977. 3)において、戦後の新教育理論に大きな影響を与えた諸文書の教育方法観について若干の整理を試みた。それらの諸文書は戦後日本の教育改革の全体にわたって提言したものであるので、それだけから教育方法観を析出することは十分ではない。むしろ、『新教育指針』、戦後初めて出版された昭和22年版『学習指導要領一般篇(試案)』および各教科編、とりわけ社会科編を中心に検討することが必要である。それらは学校現場にはいり、各教師が手にした文書であるのでその教育実践に及ぼした影響は大きいと考えられる。

敗戦は政治・経済・文化の混乱をもたらすだけでなく、社会における価値観の転換を迫ったがゆえにその混乱は大きかったのである。戦前の教科書の主要な部分を占めていた超国家主義的・軍国主義的な教材は占領軍総司令部(GHQ)の指令によって教授が中止され、画一主義的な教育方法も子どもの個性尊重、教師の自主性を重視する立場から批判を受けた。しかし、それに代わるべき教育内容や方法理論があったわけではない。文部省内外の自主的な教育課程改革の動きと公民教育を中心とした教育内容編成の試みについては拙論で紹介したが、それらは中央の動きであって、各地方においては「禁止的措置」による混乱の方が多かったようである。ある証言者は、「戦前の教育会を中心とした教育界のあり方には割り切れぬ感じをもっていた。敗戦によって今までの価値観が否定されたことだけは解ったが、それに代る価値観をどのように形成するかで大いに悩み迷った。」¹⁾と述べている。おそらく意識的な教師の多くがそうであっただろう。

1945年9月、学校は再開されたが焼土と社会的混乱のなかで正常な学校教育が始まるべくもなかった。次々と学校へ戻ってきた子どもも教師もそのほとんどが一日を生き抜くことで精一杯で、今後の教育のあり方を考えるほどの物質的・精神的ゆとりもなかったのであろう²⁾。しかし、戦前の教育研究・運動の経験者たちが、その遺産に学びながら、徐々に自覚的な歩みを始めた。戦後の教育改革は、ただたんにGHQ(占領軍最高司令部)やCIE(民間情報教育局)の指令にもとずいて実施されたのではなく、それを受けとめ積極的に具体化してゆく動きが国内にもあったのである。戦前の運動の経験者らの果たした先駆的役割は大きい。拙論で取り上げた石橋勝治らの社会科創設以

前の児童自治活動などはその一例であろう。しかし、多くの教師にとっては戦後の新教育の理念や方法といってもその實際を正確に理解することははなはだ困難な状態であり、むしろこのことが一般的であった。マス・コミが未発達で、とくに鹿児島県のように東京からの遠隔地とあっては、新教育理論や実践が紹介され、一般の教師がそれに触れるためには多くの時間を要した。戦後初期には、「鹿児島において占領軍政が正しく軌道に乗ったのは、1946（昭和21）年からであった。……その間、民間教育課にブレイク、ヴォート、キング女史など数名の人々がいたが、最も大きな影響を与えたのは、1947年8月から1949年5月までいたヴォートであった。これらの人たちの任務は、連合軍司令部の指令や覚書の実行状況の監視ならびに勧告助言であったが、鹿児島県教育の建てなおしに努力し、学制改革の推進や、教育委員会の設置等に果たした役割は大きい³⁾」といわれるように軍政部の教育担当課が新しい教育改革の理念や制度をとりいれるひとつの窓口であった。そのほか、新教育講習会への参加者などがその紹介につとめたが、『新教育指針』、昭和22年版『学習指導要領一般編（試案）』、さらに各教科編と出版されるに及んで、新教育のおおよその姿が見えはじめてきたにすぎない。これらが県下の各地域でひとつの実践として展開されるためにはさらに数年間の年月を要した。この間、新教育理論に支えられた実践がおこなわれるのに大きな役割を果たしたのが IFEL (Institute For Educational Leadership=教育指導者講習) 参加者であった。彼らは県下各地の講習会、研究会で新教育の理論、実践の紹介と指導につとめ、県内教育研究サークルの組織化をすすめる中心的なメンバーとなった。

筆者は、鹿児島県における新教育理論と実践の受容、展開過程を明らかにしたいと考えているが、小論ではその準備作業ともいふべき当事者の聴取りや資料の発掘の中間報告を試みる。とくに、IFEL 参加者の指導が県下の実践に与えた影響が大きいので、そこに焦点をあてる。いまだ覚書の域を出ないので、貴重な資料の紹介という意味を含めて、文末に公共図書館に所蔵されていない部分の総目次（一部）を付した⁴⁾。

II. 戦後教育改革と現職教育

戦後の新しい教育理念や内容・方法を具体化するためには現職教員の再教育は大きな課題であった。教育にかかわる価値観や方法が大きく転換をしたとしても、それを学校教育の実践を通じて現実化していくのは現場の教師にほかならない。たとえ彼らがかつての軍国主義教育体制下で教え子を戦場に送り出す役割を果たしていたとしても、教師として再び子どもの前に立っている以上、彼らが新しい教育のあり方をわが物にしないかぎり、戦後教育の新しい出発はなかったのである。その意味で歴史は連続的であり、比喩的にいえば、舞台は回っても登場人物は変わっていないのである。

文部省は、ポツダム宣言受諾1カ月後の1945年9月15日、「新日本建設ノ教育方針」を公表して、今後のわが国の教育のあり方及び当面の措置について方針を示した。その方針が「国体護持」を基本にしていたために、その後 GHQ 指令によってその方針が否定されたことはよく知られている。

新教育方針中央講習会が1945年10月15日、16日の2日間にわたって東京女子高等師範学校を会場

として開催された。会は文部大臣の訓示と文部次官のあいさつで始まっている。訓示の基本的な考え方は9月15日付で公表された「新日本建設ノ教育方針」と同一であるが、従来の画一主義の教育を反省して「人を一様の型にはめる極度の画一主義は往々にして人の思考力推理力を奪ひ、その結果軍国主義発生の温床となり易いものであります。故に今後の教育方針と致しましては出来るだけ画一主義を改め一定の教育方針の範囲内に於て、各教育機関及び教師は、それぞれ自発的に工夫創意を施す余地を持ち得る様に致し、それぞれが特長を発揮しつつ国家の定めた究極の教育方針に合致せしめるやうな伸々した空気を作りたいと思ひます⁵⁾」と述べている。また、文部次官も「個性の完成を目指す教育に於ては、人の自発的なる努力、人の創意と工夫とが、鋭敏活潑になされる如く指向けることが肝要である。それは先ず第一に教育者自身に於て創意と工夫が実践せられなければならぬ。文部省も従来の如き微に入り細を窄った教育上の諸規則や通牒や指図を大巾に整理して教育者に教育上の創意と工夫とを為し得る余地を十分に残すことに一大英断を加へなくてはなるまい。」⁶⁾とあいさつして、教師の自主的、創造的な活動に期待したのである。これらの方針は「終戦後の新事態に即応して文部省の自主的に決定したもの」と大村文部次官はあいさつしているが、「文部省の新教育方針およびその施策は、連合総司令部との連絡と指導の下に立案され実施されたものであった⁷⁾」と見るべきであろう。

中央講習会のあと、各地域で「新教育方針都道府県講習会」が開催された。それは各師範学校を会場として「新日本建設ノタメ教育ノ嚮フ可キ方途ヲ指示セル処今般之ガ趣旨ヲ地方各学校ニ滲透セシメ文化国家、道義国家建設ニ万遺憾ナカシムル為」に開催されたのであるが、鹿児島県では市街地のほとんどが戦災で焼失し、師範学校の建物もなく、上記の講習会は開催されなかった。1946年の秋頃までは、師範学校関係者はもとより教育関係者は虚脱状態にあり、ようやく秋以降“民主主義とはなにか”といった問題が話題にされ、師範学校教官の一部が県下各地の講習会、学校などによばれて忙しく動きまわる状況であった。こうしたなかで討議法、ガイダンスなどの研究が各学校で徐々に生まれ始め、その解説や指導に師範学校教官が協力したのが初期の動きであった。⁸⁾もとより、教育委員会制度成立以前のことである。

現職教育の必要性を強調したのは『アメリカ教育使節団報告書』である。同書は、「日本の学校に現在勤めている教師は、非常に重大な社会的意義をもった、複雑な仕事に直面している。彼等は過去の起ったでき事を解釈しなくてはならぬと共に、新しい世代の者に対して、新しい日本に席を占める心構へをさせなくてはならぬ。彼等は未だ十分習熟していない民主主義的な方法に従ふことを期待されている。教師がその自ら認容した責任を果すべきはずのものならば、彼等は利用しうる限りのあらゆる援助を必要とする⁹⁾」と述べていて、次のような再教育計画を提言している。¹⁰⁾

「この臨時計画案は二カ年にわたって計画されるよう提案する。その期間内に、教師は一人残らず、教授へのこの新しい進路に関し、協議と訓練とを成しとげうる機会をうけて居るべきである」とし、4つの方法を提言した。すなわち、① 各学校での研究集会 ② 民主主義的な教育実践の指導・展開 ③ 優れた指導者の巡回指導 ④ 師範付属学校の活用 である。

これらの再教育計画は臨時的なものであって、ひき続き現職教育の必要性から「教師の集会」や各師範学校が主催する講習会・協議会の開催を勧めている。同報告が、日本の教育改革の全体にわたる提言をして、そのなかで教師の再教育及び教員養成を重視していたことは意味がある。教育改革の内容的側面をすすめる担い手たる教師たちに新しい教育観や方法を習得させることが緊急な課題であったからである。しかし、このことは大きな困難をとまなう仕事であった。同報告も言うように「旧制度の影響が授業の実際において明白に示されているのを我々は見た。教師達は何を教へるべきかまた如何に教へるべきかを厳密に命ぜられているのである」¹¹⁾から、こうした教師の骨肉化した思考方法や教育観を転換させるのは至難なことであった。教師ひとりひとりの自覚を持つだけでなく、講習会などを通じて教師自身の再教育が急務であった。教師が集团的に討議し、自由に意見を交換することをいわば上から強制したのである。拙論で分析した『新教育指針』がこうした教師向けの啓蒙書であり、各章毎に研究協議題目を設けて教師の集团的な研究・協議を促しているのもそのためである。同書でいう「新教育の方法」は、子ども・生徒に対する教育方法であったと同時に、教師自身がその方法を習得することを求めたものと考えられる。1947年に出された『学習指導要領一般編(試案)』も同じ発想で書かれ、教師(集団)が自立した研究主体として、創造的な独自の教育活動をするための「手引き」としたものである。

『アメリカ教育使節団報告書』が提言した再教育計画は1946年秋から具体化された。すなわち、同年10月から実施された視学官講習会と教職員の研究協議会の新設である。視学官講習会は文部省主催で、「新教育に於ける視学官の在り方を体認させ、その指導力を向上し以て新教育行政の刷新を図る」¹²⁾ことを目的に、全国を九地区に分けて開催され、新教育についての講義と協議を組み合わせた学習方法でおこなわれた。これは後述するワークショップと同様であるが、研究討議という学習方法自体が視学官にとっては学習であったのである。いわば、当時流行した「為すことによって学ぶ」という理論を実践を通じて体得したのである。

また、教職員の教育研究協議会の設置もすすめられた。これは「学校教育民主化促進の見地から之(学校教職員会—引用者註)と別個に学校長司会によらざる教職員の自主的な会合が作られ定期的に集会して教育上の諸問題を研究協議する」機関として各学校に設置せられ、「教職員自らに依る自らの再教育機関として新教育方針の徹底、教育内容及方法の刷新充実を図ることを目的とする」¹³⁾ものであった。このような教職員の「自発的な研究組織の助成が初期の段階の特徴」¹⁴⁾とされているが、これらが実際にどの程度各学校で組織されたかは検討を必要とする。筆者がインタビューをした人々の学校においては、『新教育指針』は読んだが、それにもとずいて組織的に研究、協議したことはない、との証言をえた。おそらく地域や学校によって事情は異なるのであろう。¹⁵⁾

新教育の内容と方法がおぼろげながら一般教師に理解されはじめたのは、1947年3月の『学習指導要領一般編(試案)』の発行以降であろう。これによって、小・中学校の各教科と新しい学校のあり方が具体的に明らかにされた。とはいえ、実際には「民主主義をたてまえとする教育制度上の諸改革は、国家主義に徹していた者にとって大きな打撃であった。教育の目標は変わり、『なすこ

とによって学ぶ』と言っても、その指導方法において教師はとまどうことが多かった¹⁶⁾のが一般的で、再教育講習会が必要とされた。文部省は、1947年3月から4月にかけて「新教育研究協議会」を全国6地区で開催し、主として視学官、各師範学校教官及び各大学・高師等の教育・心理学担当者を対象に新教育制度や学習指導要領の基本的な考え方について講習した。その受講者が各都道府県でさらに新教育講習会を開催する場合の指導者になるといったシステムで、新教育の内容と方法が少しずつ一般教師に紹介されることになったのである。鹿児島県では「小・中学校教師の再教育講習会は、第1年度が1947年12月、第2年度が1948年8月と1949年1月、第3年度が1949年8月に県下各都市で、教育法規、教育原理、教育心理、各教指導法について行われている¹⁷⁾。本県での講習会の実態の詳細は不明であるが、師範学校の教育学、心理学担当者、指導主事が中心になって講義、指導を行った。¹⁸⁾

III. 教育指導者講習会について

新教育の内容・方法が各地域に定着してゆく過程で大きな役割をはたしたのが「教育指導者講習」(Institute For Educational Leadership=IFEL)である。これに先立って1947年夏「教員養成問題についての研究集会(ワークショップ)」が東京大学で開催された。「教員養成のための指導者をいかに養成するか」の課題のもとに東京大学・文部省共催、CIEの協力によるものであった。

1948年7月、教育委員会法の公布によって、その新しい教育専門職である教育長と指導主事をどのように養成し、新しい教育行政制度を定着化させてゆくのか、が大きな問題となった。1948年9月文部省はCIEの協力のもとに「教育長等講習」(のちに「教育指導者講習=IFEL」と改称)を開催し、この課題にこたえることにした。「教育委員会法の実施に伴い、将来の教育長及び指導主事を養成するため、教育長及び指導主事の職務遂行に必要な基本的事項について基礎的教育を施すと共に、地方教育の指導に必要な技術を修得せしめること¹⁹⁾」を目的に、CIEの指導のもとに「新しい方向をめざして教育界の秩序をとり戻すこと」「新教育とは何であるか、どこから着手してどの方向を目指して進むのであるかが明らかにせなければならない²⁰⁾」という課題をもつものであった。

IFELの概要を文部省編『教育指導者講習小史』(1953)にそくして整理しておこう。

IFELは1948年9月に第1期の講習12週間を実施したのを始まりとし、48年度に1,2期、49年度3,4期、50年度4,5期、51年度6,7期、52年度8期と4年間に8期にわたる講習が実施された。第1,2期は東京、第3,4期は東北、東京、京都、九州の4地区、第5,6期は再び東京、第7,8期は広島を加えた全国5地区で実施された。

開設講座は、(A)教育長・指導主事・学校長など新しい教育職のための教育行財政、学校管理のコース。(B)一般的基礎—教授グループ、教育原理、教育心理、教育社会学、教育指導、学校財政、教育評価 学校種別の教育—幼児教育、小学校教育課程及教授法、中学校教育課程及教授法 各教科の教育—農業科教育、家庭科教育、工業科教育、商業科教育、保健体育科教育、数学科教育、

